

北しりべし廃棄物処理広域連合長期継続契約を締結することができる 契約を定める条例

制 定 平成19年2月15日条例第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 事務機器、通信機器、車両その他の物品を借り入れる契約で、商慣習上翌年度以降にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 庁舎等の維持管理又は庶務等の事務処理に係る契約その他の役務の提供を受ける契約で、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。